

議 事 日 程

開議日時 令和6年10月2日(水)午前10時

- 第1 請願の付託及び陳情の回付
- 第2 請願審査結果について(総務消防委員会)
- 第3 請願審査結果について(まちづくり委員会)
- 第4 請願審査結果について(産業交通水道委員会)
- 第5 議第92号 京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第93号 京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第94号 京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第95号 京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第96号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第10 議第97号 京都市南岩本公園条例の制定について
- 第11 議第98号 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議第99号 京都市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議第100号 京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議第101号 京都市上京区総合庁舎整備等事業実施契約の変更について
- 第15 議第102号 京都市左京区総合庁舎整備等事業実施契約の変更について
- 第16 議第103号 指定管理者の指定について(保健福祉局関係)
- 第17 議第104号 指定管理者の指定について(保健福祉局関係)
- 第18 議第105号 指定管理者の指定について(保健福祉局関係)
- 第19 議第106号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第20 議第107号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第21 議第108号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第22 議第109号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第23 議第110号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第24 議第111号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第25 議第112号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第26 議第113号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第27 議第114号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第28 議第115号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第29 議第116号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第30 議第117号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第31 議第118号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第32 議第119号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第33 議第120号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第34 議第121号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第35 議第122号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第36 議第123号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第37 議第124号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第38 議第125号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第39 議第126号 指定管理者の指定について(子ども若者はぐくみ局関係)
- 第40 議第127号 市道路線の認定について
- 第41 議第128号 市道路線の廃止について
- 第42 議第129号 公立大学法人京都市立芸術大学定款の変更について
- 第43 報第2号 令和5年度京都市一般会計歳入歳出決算
- 第44 報第3号 令和5年度京都市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

- 第45 報第4号 令和5年度京都市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第46 報第5号 令和5年度京都市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第47 報第6号 令和5年度京都市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第48 報第7号 令和5年度京都市中央卸売市場第一市場特別会計歳入歳出決算
- 第49 報第8号 令和5年度京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計歳入歳出決算
- 第50 報第9号 令和5年度京都市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 第51 報第10号 令和5年度京都市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- 第52 報第11号 令和5年度京都市土地取得特別会計歳入歳出決算
- 第53 報第12号 令和5年度京都市市公債特別会計歳入歳出決算
- 第54 報第13号 令和5年度京都市立病院機構病院事業債特別会計歳入歳出決算
- 第55 報第14号 令和5年度京都市水道事業特別会計決算
- 第56 報第15号 令和5年度京都市公共下水道事業特別会計決算
- 第57 報第16号 令和5年度京都市自動車運送事業特別会計決算
- 第58 報第17号 令和5年度京都市高速鉄道事業特別会計決算
- 第59 議第130号 令和5年度京都市水道事業特別会計未処分利益剰余金及び資本剰余金の処分について
- 第60 議第131号 令和5年度京都市公共下水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分について
- 第61 議第132号 令和6年度京都市一般会計補正予算（予算特別委員長報告）

~~~~~

〔午前10時1分開議〕

**議長（西村義直）** これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、席上に配付いたしておきました。

本日の会議録署名者を指名いたします。しかもと京司議員と青野仁志議員とにお願いいたします。

この場合、議長から御報告申し上げます。

市長から、行財政改革計画の総括の報告が参っております。この写しは、お手元に配付いたしておきました。

以上御報告申し上げます。御了承願います。

~~~~~

議長（西村義直） 日程に入ります。

日程第1、**請願の付託及び陳情の回付**を行います。

今回受理いたしました請願2件及び陳情272件は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に付託又は回付いたします。

~~~~~

**議長（西村義直）** 日程第2、**請願審査結果について**を議題といたします。委員会報告書は配付いたしておきました。

これより表決を採ります。本件は、総務消防委員会報告書のとおり、1件を不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 多数であります。よって、本件は、総務消防委員会報告書のとおり決しました。

~~~~~

議長（西村義直） 日程第3、**請願審査結果について**を議題といたします。委員会報告書は配付いたしておきました。

これより表決を採ります。本件は、まちづくり委員会報告書のとおり、1件を不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（西村義直） 多数であります。よって、本件は、まちづくり委員会報告書のとおり決しました。

~~~~~

**議長（西村義直）** 日程第4、**請願審査結果について**を議題といたします。委員会報告書は配付いたしてお

きました。

これより討論を行います。発言の通告がありますので、これを許します。河合ようこ議員。

〔河合ようこ議員登壇（拍手）〕

**河合ようこ議員** 日本共産党市会議員団は、請願第351号調整区間における市バス運賃値上げの撤回の不採択に反対し、本請願の採択を求めています。私は、議員団を代表し討論いたします。

本請願は、今年6月から西京区ほぼ全域と南区、伏見区の一部で値上げされた市バス運賃を6月以前の運賃に戻すことを求めて西京区の方から提出されたものです。

もともと高かった西京区の市バス運賃は、例えば阪急桂駅から洛西バスターミナルや桂坂まで240円、阪急桂駅から京都駅まで240円、これが270円に、桂坂や洛西ニュータウンから京都駅までは300円が330円に値上げされました。

物価高騰で市民生活が厳しく家計のやり繰りに市民が苦勞している中での20円、30円の値上げは非常に重いものです。これまで、調整区間では、バス1日券は使えず定期券は割高でした。市内中心部均一区間とのサービス格差の大きさや運賃が高いことが課題となっていたにもかかわらず、その解消は先送りされたままバス1日券は廃止、唯一均一運賃区間と同じ乗継割引だったトラフィカ京カードも廃止されました。

2月の市長選挙で、市長は、市民生活への負担を避けるため市バスの運賃改定回避に向けて全力で取り組むと全市民に公約されましたが、値上げ後の市会では、市バス運賃の値上げ回避は、均一運賃区間だけと後付けの答弁をされました。調整区間と均一運賃区間とを区別し、値上げやむなしとした市長の発言、当局の対応に調整区間は切り捨てられたと市民が怒り落胆されるのは無理からぬことであります。物価高騰の波は全市民に降りかかっているのです。請願者が取り組まれたバス運賃を値上げしないでほしいとの市長宛て署名が短期間で3,100人を超えて寄せられたことを交通局も市長も重く受け止めるべきです。

日本共産党議員団は、物価高騰の下、バス運賃の値上げはすべきでないと一貫して主張し市長にも求めてまいりました。本請願の審査では、民間バス事業者の経営を圧迫しないようにすることが調整区間の市バス運賃値上げの理由である旨、当局は説明されました。物価高騰の下、運賃値上げによる市民生活への影響や市バスの利用しにくさ等は考えられなかったのでしょうか。民間バス事業者から聞いている厳しい経営状況は理解するが、運賃値上げ発表以来寄せられている値上げしないでという市民の声には耳を貸さない当局の姿勢は重大です。

理事者からも他会派の議員も、バス運賃値上げはやむを得ないものであり、市民理解を求める丁寧な説明が大事であるということが強調されていました。しかし、説明で済む問題ではありません。市民の負担の重さに心を寄せて最大限の努力を行うのが行政の責任ではありませんか。

この間、京都駅から嵐山区間、京都駅から高尾区間など、長距離区間で進められてきた均一運賃区間の拡大は、西京区、洛西地域の切実な要望でもあり、本市交通局としても実施方向であると示されてきましたが、民間バス事業者の経営をおもんばかり、提案・協議すらされていないとのことであります。京都市としてバス事業者への経営支援と一体に均一運賃区間を広げ格差解消へ進むべきです。

ところが、今回の値上げで格差は更に広がりました。6月からの運賃値上げによる今年度の増収は約1億円と言われ、交通局の昨年度決算も黒字です。独立採算にこだわり市民に新たな負担を掛けるのではなく、以前実施されていた一般会計からの支援、繰入れを要請し、市民負担を軽減することは、市民の福祉の増進に寄与することを目的としている公営交通事業として当然のことではありませんか。

今年度、バス路線維持のために2億9,500万円が予算計上されたことは周辺地域の路線確保にとって重要なことであります。しかし、民間バスの運賃値上げの方向を昨年夏頃には知っていながら、何の対策の跡もありません。京都市として民間バス事業者に物価高騰下での市民生活の実態を伝えることはできたはずで、バス事業者の経営難、とりわけ運転士不足、運転士の処遇改善などは全国的な課題でありますから、国に対して思い切った財政支援で公共交通を守るように市長からもっともっと強力に要請できたのではありませんか。新たな市民負担を回避するために、本市がバス路線維持の支援制度にとどまらず、市内全域でのバス運賃値上げ回避の支援策を講じることはできたはずで、

今、また山科区と伏見区横大路地域の京阪バスと市バス運賃が12月から値上げされると報道されています。バス事業者への支援の拡充は、今からでもすぐにやるべき施策であり、そのことによって公共交通の値上げの連鎖を食い止めるべきです。

以上、述べましたように、本請願が求めている調整区間における市バス運賃を元に戻すこと、そのために本市として交通局としてできることはあります。バスが重要な市民の暮らしの足である西京区民からの切実な請願です。議会として採択すべきです。同僚議員の賛同を求め、私の討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

**議長（西村義直）** これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。本件は、産業交通水道委員会報告書のとおり、1件を不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 多数であります。よって、本件は、産業交通水道委員会報告書のとおり決しました。

~~~~~  
議長（西村義直） 日程第5ないし日程第60については、前回の議事を継続し、これより順次上程することといたします。

日程第5ないし日程第42、**議第92号京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例の制定について、ほか37件、**以上38件を一括議題といたします。

本案は、ただ今お手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~  
**議長（西村義直）** 日程第43ないし日程第60、**報第2号令和5年度京都市一般会計歳入歳出決算、ほか17件、**以上18件を一括議題といたします。

井上よしひろ議員。

**井上よしひろ議員** 議事進行について動議を提出いたします。

ただ今議題となっております報第2号から報第17号、議第130号及び議第131号の18件については、67名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、慎重審議願いたいと思います。（「賛成」と呼ぶ者あり）

**議長（西村義直）** ただ今、井上よしひろ議員から動議が提出され、動議は成立いたしております。

お諮りいたします。ただ今の井上議員の動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）** 御異議なしと認めます。よって、井上議員の動議のとおり決します。

なお、決算特別委員は、全議員67名の方々を指名いたします。

~~~~~  
議長（西村義直） 日程第61、**議第132号令和6年度京都市一般会計補正予算**を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長田中たかのり議員。

〔田中予算特別委員長登壇（拍手）〕

予算特別委員長（田中たかのり） 本委員会に付託されました議第132号令和6年度京都市一般会計補正予算につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、9月24日の本会議で付託を受け、25日に、第1小委員会では行財政局に対して、第2小委員会では文化市民局、都市計画局及び教育委員会に対してそれぞれ質疑を行い、30日に各小委員会の報告を受けた次第であります。

今回の補正予算は、令和5年度決算の黒字を活用し、過去負債、すなわち公債償還基金の計画外の取崩しの返済を行うほか、Arts Aid KYOTOによる文化振興の推進、観光地等における交通対策、市立高校における探究学習の充実など、基金繰入金等を財源として総額34億3,400万円を補正しようとするものであります。

以下、審査の過程において論議されました主な事項について順次申し上げます。

まず、補正予算全般に関しては、補正予算の編成方針及び各局からの予算要求の状況、機動的な対応が必要な場合に備えて財政調整基金を十分に確保するとともに各局の意向を踏まえて様々な政策の実現に向けて取り組む必要性、決算黒字を市民の暮らしの支援に活用する必要性、市民理解を得るために決算黒字の用途を分かりやすく発信する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、過去負債の返済に関しては、早期の返済に向けて決算が黒字となる場合に毎年の返済予定額を上積

みする考え、早期返済に向けて毎年の返済予定額を当初予算で全額計上する必要性、令和5年度末時点の公債償還基金の残高が行財政改革計画の必達目標を大きく上回る状況であるにもかかわらず毎年度積み戻すことへの疑問、決算黒字の活用にあたっては、早期の返済と様々な事業への充当とのバランスを図る必要性などについて質疑や御意見がありました。

このほか、市税還付金の増額補正に関しては、当初予算額の積算根拠及び今回の補正予算の規模が大きくなった要因などについて質疑や御意見がありました。

次に、Arts Aid KYOTOによる文化振興の推進に関しては、事業者支援及び本市施策への寄付金充当割合を7対3とした根拠、現場のニーズを踏まえて通常支援型の予算を拡充し文化芸術の裾野拡大や若手芸術家支援に取り組むべきとの考え、市民への本制度の幅広い周知に向けた取組状況、本制度の実績に対する評価及び支援者や事業実施者からの声などについて質疑や御意見がありました。

次に、観光地等交通対策、東大路通社会実験に関しては、各通りで許容できる交通量などの数値的な分析や基準設定を行ったうえで社会実験を実施すべきとの考え、京都の交通事情をよく知らない観光客にも取組の全体像がイメージしやすいよう周知用プラカードの表示内容を工夫する必要性、社会実験結果を踏まえた今後の展開、社会実験結果をしっかりと検証し今後の交通渋滞対策につなげる必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、府市連携事業を通じた京都市立高校における探究学習の充実に関しては、府市連携事業に取り組む意義、キックオフイベントの対象者及び狙い、参加者以外の生徒も講演を視聴できるよう動画配信を検討する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、教育DXの推進、GIGAスクール構想第2期整備に関しては、更新後の端末にiPadを選定した理由及びリース契約とした理由、端末更新に伴う大量廃棄を契機としてごみ問題等の社会課題に対する具体的な取組につなげる考え、ICT活用に係る教職員の指導力向上や研修内容の充実に対する認識、ICT活用に係る現場の裁量の拡大、ICT活用の好事例を学校間で共有できる仕組みを作る必要性などについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各党派等において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ、次のとおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、公明党、民主・市民フォーラムの各議員団及び無所属の片桐委員、小島委員、繁委員、平田委員は、原案に賛成する。共産党議員団及び無所属の井崎委員は反対するとのことでありました。そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもって委員長報告を終わります。

議長（西村義直） これより討論を行います。発言の通告がありますので、これを許します。とがし豊議員。
〔とがし豊議員登壇（拍手）〕

とがし豊議員 日本共産党京都市会議員団は、議第132号2024年度一般会計補正予算について、反対の態度を表明しておりますので、その理由を述べます。

第1に、過去負債の返済を優先し、本来必要とされている市民の暮らし応援、中小企業への賃上げ支援などの取組や、2021年から始まった行財政改革計画によって削減された福祉、市民サービスの回復が図られていないからです。

今回の補正予算は前年度の2023年度決算で88億円の黒字が確定した下で、その黒字分34億3,400万円を財源として編成されました。前市長は、毎年500億円の財源不足、2024年（令和6年）には、公債償還基金が枯渇し財政破綻しかねないと危機をあおり行財政改革計画と称して福祉、市民サービスを大幅に削りました。ところが実際には、2022年度は77億円の黒字、2023年度は88億円の黒字でした。福祉・市民サービスの削減を見直すのが筋ではありませんか。過去負債は財政規律としてあってはならないと言いますが、既に当初予算の段階で、その是正のために10億円の返済を行っています。行財政改革計画では、2025年度末までに公債償還基金の残高、実質的な積立てを1,000億円にすることを必達目標としていましたが、現時点で2倍の2,002億円まで回復しています。その上、収支均衡の予算を組んでもなお88億円の黒字が出ているのですから、その黒字は物価高で厳しい状況にある市民・事業者の暮らし・なりわい応援、削減された福祉・市民サービスの回復へと優先的に回すべきです。

第2に、一般財源による文化芸術予算が減少傾向になる中で、その穴埋めのような形で寄付に依存した文化振興策となっているからです。Arts Aid KYOTO事業認定型は、市の支援対象と支援額が特定の事業に偏り、幅広い市民・芸術関係者が求める通常支援型は、総額も年間1,000万円のままです。通常支援型の充実こそ求められます。

第3に、抜本的な対策を欠いた今回の交通社会実験は、渋滞混雑の移し替えになりかねず見直しが必要であるからです。熊野神社前では、南向き直進車線を削減するという強硬措置が採られますが、その先に道路形状の変更は、現時点では考えていないとのこと。しかし、肝腎の流入抑制策は極めて不十分です。パークアンドライドを拡大し市内に流入する車の量を削減し公共交通へ誘導するなど抜本的な取組を進めるべきであり、交通不便地域対策を含めもっと大きく網を打った社会実験に改めるべきです。

なお、今回、GIGA端末のパソコン更新のための債務負担行為の設定22億2,900万円については、必要な措置ではありますが、その活用方法を巡っては、一律に強いるものではなく教育現場の教職員の教育実践を優先していただきたい。とりわけデジタルドリルの購入やデジタルテストを実施するかどうかについては、教育委員会として一律に押し付けることは行わず、個別の学校単位、学年単位など現場の教員や学校の判断に委ねるよう強く求めます。

御清聴、ありがとうございました。（拍手）

議長（西村義直）次に、森かれん議員に発言を許します。森議員。

〔森かれん議員登壇（拍手）〕

森かれん議員 議第132号令和6年度一般会計補正予算について、賛成の態度を表明しておりますので、その理由を述べ討論します。

今回の補正は、令和5年度決算の黒字を活用し過去負債の返済を行うほか、これからピークを迎える秋シーズンの交通対策への社会実験事業や教育活動の充実を行うものであります。我が会派としても、これらの補正予算に賛成いたしますが、さきの小委員会での議論を踏まえ何点か意見と提案を申し述べます。

令和5年度は、公債償還基金の計画外の取崩しについて35億円の返済を行い、今後も継続予定となっております。ただ、過去からも再三指摘をしているとおり、返済は高齢化がピークを迎えるまでの令和20年度までではなく、有事の備えも含め計画よりも前倒しで積戻しを実施すべきであります。

また、今回の決算の黒字を活用して、25億円積み戻すとしておりますが、予算編成時に過去負債の返済分を計上し、さらに前倒し分として決算黒字等を活用し、余剰金も一部過去負債の返済に積み立てるのが本来の姿ではないでしょうか。今のような黒字になれば積み戻すというやり方であれば、本当は積み戻さなければならぬのに、黒字額だけがクローズアップされてしまい、どのように使ってもよいのではないかという誤解を市民に与えかねません。次年度以降の予算編成時には、その点も踏まえていただきますよう強く求めます。

次に、東大路通の交通対策に係る社会実験についてです。本事業は、秋の観光シーズンに特に混雑の激しい東大路通の四条・五条間の南行きの渋滞緩和のため、東山丸太町交差点における車線制限等によりう回を促すこと、また、東山五条交差点等における歩行者整理、誘導等に2,700万円を増額補正することですが、該当箇所の交通渋滞緩和や歩行者の安全対策は必要であるものと認識しております。しかし、社会実験実施に当たっては、不安が残る点もあるため、それらの改善については、前向きに御検討いただきますようよろしくお願いいたします。

まずは、東大路通より西にある南北道路への影響についてです。東大路通の渋滞については長年の懸案事項であり、解消に向けて取り組まなければならない課題であることは認識しています。小委員会での答弁では、社会実験を実施する12時から7時までの7時間で東大路通を使って南に行きたい車両が全てう回したとしても1,000台程度であるとのことでしたが、う回を促す堀川通も含め南方へ向かう道路については、どこを通っても京都市民の多くが生活に欠かせない道路であり、生活道路も含め影響がどの程度出るのかは不透明です。う回を促す堀川通はもちろんのこと、河原町通や烏丸通など主要道路についても今回の社会実験で交通量がどう変化するかも調査すべきと指摘しておきます。

また、う回で重点地点となる堀川丸太町交差点については、従来から往来が激しいことに加え、現在、堀川通南西角では、片側1車線を80メートルほど封鎖して工事を行っていることもあり、赤信号になってから東行きから南行きの右折をせざるを得ない状況になっています。かねてから危険だというお声も多い堀川丸

太町交差点を使っとう回を促すのであれば、交通事故防止対策として、信号機の調整も含め安全対策を採ることを求めます。

また、東大路通の四条五条間は、路上駐車する車両によって1車線潰れることが慢性化していますので、取締強化についても京都府と連携して取り組んでいただきますようお願いいたします。

加えて、今回の社会実験で影響が出るのは、東大路通沿いの左京区、東山区民の皆様だけではなく、特に堀川今出川、堀川丸太町を通行する多くの住民に影響が出ます。社会実験の意義や目的、期間中も安全な通行ができることを市民に示す必要性があること、さらに周知については、高速道路や電光掲示板を活用して広域で行うことやカーナビゲーションシステムでの社会実験実証中などの表示ができないかの交渉も含め徹底いただくことを求めます。

以上、過去負債の返済のみならず、今回の社会実験、さらには文化事業、教育環境充実を図るものでありますので、執行についてはこれまで述べたことも検討いただくことを要望し賛成討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（西村義直） これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。

本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（西村義直） 多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

**議長（西村義直）** 本日はこれをもって散会いたします。

〔午前10時30分散会〕

~~~~~

議 長 西 村 義 直

署名議員 しまもと 京司

同 青 野 仁 志